

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突若しくは接触した事故
6. 酒気帯び運転
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

一般乗合・一般貸切・特定事業者又は自家用有償旅客運送者

報告

速やかに

報告は管轄の運輸支局等へ!

岐阜運輸支局 保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:058-279-3715 FAX:058-270-1061

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:080-4123-1106

1.~4.
(1.、2.
及び4.に
ついては
乗客に係
るものは
特に速や
かに!

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに!

- ①事業者名
 - ②事業形態
 - ③発生日時
 - ④発生場所
 - ⑤事故車の登録番号
 - ⑥死者数、重傷者数及び負傷者数
 - ⑦事故概要
 - ⑧情報入手先
 - ⑨その他判明している事項
 - ⑩緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告